

第2回水道ビジョン審議会

水質基準と供給水質の状況

福岡県南広域水道企業団

水質基準に関する水道法上の規定

第4条（水質基準）

「水道によって供給される水」の水質上の基本的な要件を規定

- 〈要件〉
- 病原生物に汚染されていない
 - シアン、水銀等の有毒物質を含まない
 - 銅、鉄、フッ素、フェノール等が許容量を超えない
 - 異常な酸性、アルカリ性を呈しない
 - 異常な臭味がしない
 - 外観がほとんど無色透明

○人の健康に対する悪影響を生じさせない（安全性）

○異常な臭気や着色など生活上の障害をきたさない（快適性・利便性）

第4条第2項

前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

水道水質基準等

【水質基準の設定方法】：

- ・世界保健機関（WHO）「飲料水水質ガイドライン」の考え方を基本とする。
- ・生涯にわたり食物や飲料水を通じて毎日摂取しても健康上感知できるようなリスクを生じさせないレベルに基準値を設定する。

逐次改正方式

水質基準

（水道法第4条）

- ・水道事業者等に遵守義務・検査義務有り
- ・重金属、化学物質については浄水から評価値の10%値を超えて検出されるもの等を選定
- ・健康関連31項目＋生活上支障関連20項目

水質管理目標

設定項目

- ・水質基準に係る検査等に準じた検査を要請
- ・評価値が暫定であったり検出レベルは高くないものの水道水質管理上注意喚起すべき項目
- ・健康関連14項目（農薬類は1項目として含む）
＋生活上支障関連13項目

要検討項目

- ・毒性評価が定まらない、浄水中存在量が不明等
- ・全45項目について情報・知見を収集

水道水質基準と供給水水質 (1/3)

項目 No.	水質基準項目	水質 基準値 (mg/L)	過去3年間の最高値		企業団浄水池出口 水質基準値に対する検出率 (%)						配水場 (14カ所) 水質基準値に対する検出率 (%)						
			浄水 (mg/L)	配水場 (mg/L)	0	20	40	60	80	100	0	20	40	60	80	100	
基1	一般細菌	100個/ml	0	2													
基2	大腸菌	不検出	陰性	陰性													
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	<0.0003													
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005													
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001													
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001													
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.002	0.002	■												
基8	六価クロム化合物	0.02	<0.005	<0.005													
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004													
基10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01	<0.001	<0.001													
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.0	1.1	■												
基12	フッ素及びその化合物	0.8	0.13	0.12	■												
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.10	0.09	■												
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002													
基15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05	<0.001	<0.001													
基16	シアン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	<0.002													
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.001	<0.001													
基18	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001													

※ 過去3年間 (H29~R1年度) の定期水質検査における最高値

※ 赤字：健康関連項目、青字：健康関連項目のうち消毒副生成物、黒字：生活支障関連項目

水道水質基準と供給水水質 (2/3)

項目 No.	水質基準項目	水質 基準値 (mg/L)	過去3年間の最高値		企業団浄水池出口 水質基準値に対する検出率 (%)						配水場 (14カ所) 水質基準値に対する検出率 (%)						
			浄水 (mg/L)	配水場 (mg/L)	0	20	40	60	80	100	0	20	40	60	80	100	
基19	トリクロロフェノール	0.01	<0.001	<0.001													
基20	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001													
基21	塩素酸	0.6	0.09	0.12	■												
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002													
基23	クロロホルム	0.06	0.009	0.02	■												
基24	ジクロロ酢酸	0.03	0.004	0.007	■												
基25	ジブromクロロメタン	0.1	0.003	0.005	■												
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001													
基27	総トリハロメタン	0.1	0.015	0.030	■												
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.007	0.011	■												
基29	ブromジクロロメタン	0.03	0.005	0.010	■												
基30	ブromホルム	0.09	<0.001	<0.001													
基31	ホルムアルデヒド	0.08	0.002	0.004	■												
基32	亜鉛及びその化合物	1	<0.005	0.010													
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.04	0.05	■												
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01													
基35	銅及びその化合物	1	<0.005	<0.005													
基36	ナトリウム及びその化合物	200	14	14	■												

※ 過去3年間 (H29~R1年度) の定期水質検査における最高値

※ 赤字：健康関連項目、青字：健康関連項目のうち消毒副生成物、黒字：生活支障関連項目

水道水質基準と供給水水質 (3/3)

項目 No.	水質基準項目	水質 基準値 (mg/L)	過去3年間の最高値		企業団浄水池出口 水質基準値に対する検出率 (%)						配水場 (14カ所) 水質基準値に対する検出率 (%)						
			浄水 (mg/L)	配水場 (mg/L)	0	20	40	60	80	100	0	20	40	60	80	100	
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001													
基38	塩化物イオン	200	15	15	■												
基39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300	53	51	■	■											
基40	蒸発残留物	500	137	138	■	■	■										
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02													
基42	ジオキソシン	0.00001	0.000002	0.000002	■	■											
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000002	0.000002	■	■											
基44	非イオン界面活性剤	0.02	0.003	<0.002	■												
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005													
基46	有機物質(TOC)	3	0.9	0.9	■	■	■										
基47	pH値	5.8-8.6	7.6	7.8													
基48	味	異常でない	異常なし	異常なし													
基49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし													
基50	色度	5度	1.0	0.7	■	■											
基51	濁度	2度	<0.1	<0.1													

※ 過去3年間 (H29~R1年度) の定期水質検査における最高値

※ 赤字：健康関連項目、青字：健康関連項目のうち消毒副生成物、黒字：生活支障関連項目